

(資料4)

資源管理手法検討部会で 整理された意見や論点と対応の方向性について

令和7年1月20日(月)

第1回資源管理方針に関する検討会
～ベニズワイガニ日本海系群(知事許可水域)～

水産庁

1. 資源管理手法検討部会で整理された意見や論点

2. 意見や論点に関する対応の方向

(1) 漁獲等報告の収集について

(2) 資源評価について

(3) 資源管理について

(4) SH会合で特に説明すべき重要事項について

1. 資源管理手法検討部会で整理された意見や論点

(1) 漁獲等報告の収集について

- ① 各市場での計量や換算方法等について調査し、正確な漁獲量を把握する体制の整備が必要。

(2) 資源評価について

- ① 日韓暫定水域における外国漁船の漁獲量が不明確な中で、2系ルールの適用を含め資源評価の妥当性について、説明すべき。
- ② 知事許可水域においては海域毎に自主的な資源管理が行われており、資源評価と海域毎の状況が必ずしも一致するものではないと考えられるため、実際に操業する海域の漁業者の意見を十分考慮すべき。

(3) 資源管理について

- ① 大臣許可水域と知事許可水域では漁業実態や資源状況が異なるため、数量管理についても分けて検討すべき。
- ② TACが大幅に減少した場合、漁業者だけでなく、水産加工業等の地域水産業に多大な影響を及ぼすことが想定されるため、漁業者、水産加工業関係者等の意見を反映させた無理のないTACを設定すべき。
- ③ TACの配分数量は、過去の漁獲実績をもとに決めるのではなく、各海域の資源量や自主的な資源管理の取組を考慮すべき。
- ④ 日韓暫定水域における外国漁船(特に韓国)の本資源の利用状況について説明してほしい。

(4) SH会合で特に説明すべき重要事項について

- ① 資源評価について漁業者が理解しやすいよう、資源の分布や成長等の生態的な知見や地域ごとの利用実態を踏まえ、どのようなデータを用いてどのように評価したのか丁寧に説明してほしい。
- ② 地域水産業に多大な影響を及ぼすことが想定されるため、流通、加工関係者等の意見を十分に反映させるべき。
- ③ 日韓暫定水域における操業秩序の構築に向けた対応について説明すべき。

2. 意見や論点に関する対応の方向

(1) 漁獲等報告の取集について

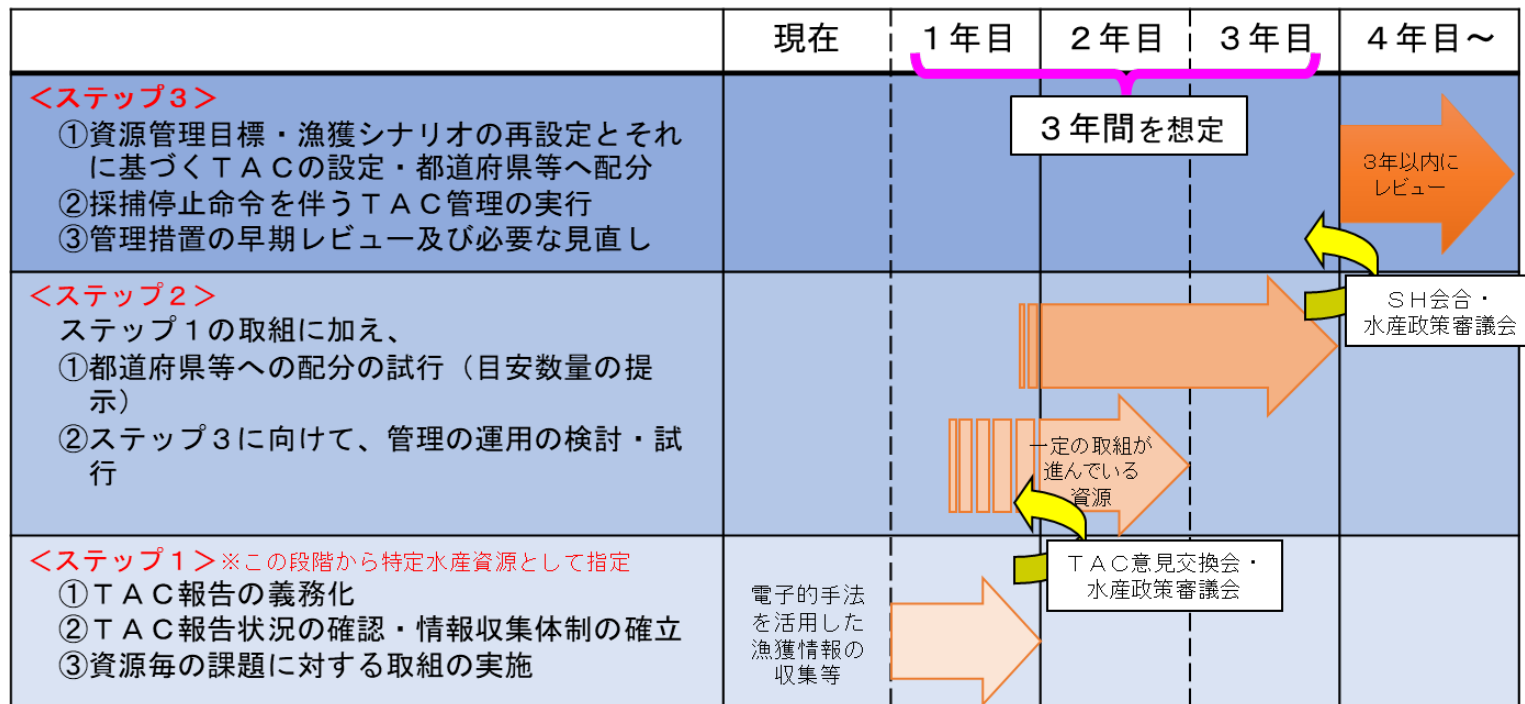
① 各市場での計量や換算方法等について調査し、正確な漁獲量を把握する体制の整備が必要。

- 
- 新たなTAC資源については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」(※次ページ参照)を導入することとしています。
 - 正確な漁獲情報を把握すべく、ステップ1において、都道府県庁等と協力しながら、各市場の計量方法(例:直接計量、1箱あたり重量による換算)など水揚げ・流通実態の把握するとともに、TAC報告体制の整備を進めます。
 - 得られたTAC報告の情報も踏まえて、ステップ2において、TAC管理の詳細について検討していきますので、正確な漁獲情報の提供をお願いします。
 - こうした体制の整備に当たっては、デジタル技術を活用したTAC報告の労力を軽減する取り組みを進めてきたところです。また、都道府県等を通じて、漁協、漁業者等に対して漁獲報告システムやアプリの操作説明等を行うことにより、生産現場のデジタル化の推進を図っています。

(参考) T A C管理のステップアップの考え方

- 新たなTAC資源については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入しています。
- 具体的には3つのステップに分けて、通常のTAC管理移行に向けたプロセスを確実に実施していきます。
- ステップ2までの取組に十分な進展があった場合に、ステップ3へ移行します。このため、ステップ3へ移行する前にはステークホルダー(SH)会合を開催し、ステップ2までにおける取組結果等を基に、資源管理の目標や漁獲シナリオ、配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について意見交換を実施します(ステップ1・2で3年間を想定)。

【ステップアップ管理のイメージ】

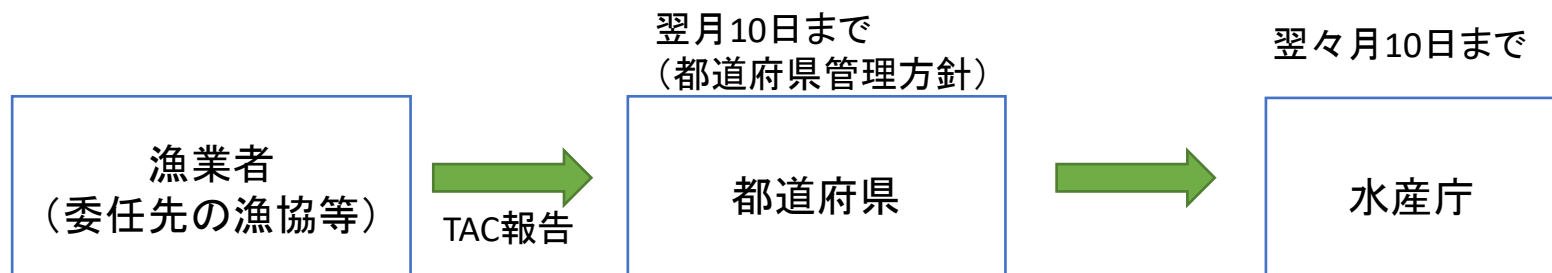


2. 意見や論点に関する対応の方向

(1) 漁獲等報告の取集について

各都道府県(知事許可漁業等):

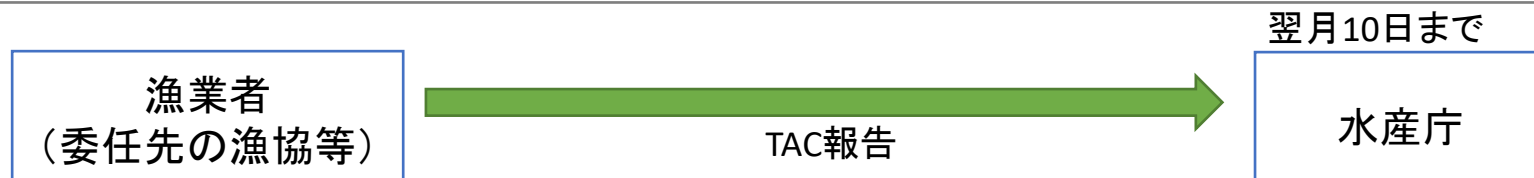
- ・漁業者は陸揚げした日から、その属する月の翌月10日までに都道府県にTAC報告を行う
- ・都道府県知事は陸揚げした日から、その属する月の翌々月の10日までに国へ報告を行う



- ・ TAC報告体制の構築
- ・ TAC報告数量の確認体制の構築(重量の計り方、箱数を漁獲量に換算する場合の箱当り重量の設定、等)

(参考)

大臣許可漁業: 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までに国へTAC報告を行う



2. 意見や論点に関する対応の方向

(2) 資源評価について

① 日韓暫定水域における外国漁船の漁獲量が不明確な中で、2系ルールの適用を含め資源評価の妥当性について、説明すべき。

- 
- ベニズワイガニの資源評価については、分布特性(※深海性のため、全ての分布域の科学調査が困難)や生活史特性(※加入までに長期間を要し、成長が複雑)によって、現状では、精度の高い資源量推定および最大持続生産量(MSY)の推定が困難です。そのため、漁獲情報に基づく資源量指標値を用いた「2系ルール」によって、資源評価と管理目標の提案を行っています。
 - 2系ルールでは、不確実性の下でも持続性を確保しつつできるだけ多くの漁獲量を得ることが期待されます。一方で、算定されるABCが保守的な値であるため、TACの数量には漁業者等の皆様が満足されない場合もあると理解しています。
 - 今後、2系ルールの詳細について丁寧に説明を進めていくとともに、ベニズワイガニの生物特性や現在の資源管理措置も考慮した資源評価の改善や管理方策の検討も進めます。
 - また、現状では日韓暫定水域内の韓国漁船の漁獲データが得られていないため、より精度の高い資源評価を行うために、韓国との科学的な連携・協力の推進に努めてまいります。

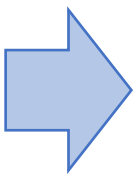
2. 意見や論点に関する対応の方向

(2) 資源評価について

- ② 知事許可水域においては海域毎に自主的な資源管理が行われており、資源評価と海域毎の状況が必ずしも一致するものではないと考えられるため、実際に操業する海域の漁業者の意見を十分考慮すべき。

(4) SH会合で特に説明すべき重要事項について

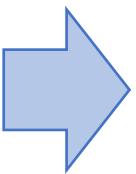
- ① 資源評価について漁業者が理解しやすいよう、資源の分布や成長等の生態的な知見や地域ごとの利用実態を踏まえ、どのようなデータを用いてどのように評価したのか丁寧に説明してほしい。

- 
- ベニズワイガニ資源は、知事許可水域内において海域ごとに系群は分かれておらず、海域共通の資源です。このため、知事許可水域全体で資源状態を把握し、各海域の漁業関係者が協力して資源管理に取り組むことが重要です。
 - 研究機関の調査結果によると、ベニズワイガニ資源のサイズ組成は海域によって異なっており、加入状況や資源状況も海域によって異なることが指摘されています。このような調査結果で得られている「海域によって異なる資源状況」を、知事許可水域全体の資源評価結果と合わせて情報提供するとともに、必要に応じて、資源管理措置への反映についても関係者の皆様と検討を進めます。
 - また、今後、漁業関係者の皆様に協力していただきつつ、資源管理措置や各海域における自主的な取り組みを、資源評価に反映できるよう検討を進めます。

2. 意見や論点に関する対応の方向

(3) 資源管理について

- ① 大臣許可水域と知事許可水域では漁業実態や資源状況が異なるため、数量管理についても分けて検討するべき。

- 
- 現状の資源評価では、大臣許可水域と知事許可水域のそれぞれの水域について資源評価を行い、ABCが算定されています。
 - また、両水域では漁業の管理主体や操業実態も異なることから、それぞれの水域についてTAC数量を設定して、管理を行うことを考えています。

2. 意見や論点に関する対応の方向

(3) 資源管理について

- ② TACが大幅に減少した場合、漁業者だけでなく、水産加工業等の地域水産業に多大な影響を及ぼすことが想定されるため、漁業者、水産加工業関係者等の意見を反映させた無理のないTACを設定すべき。

(4) SH会合で特に説明すべき重要事項について

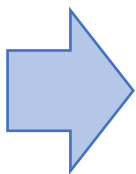
- ② 地域水産業に多大な影響を及ぼすことが想定されるため、流通、加工関係者等の意見を十分に反映させるべき。

- 
- 資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)は、漁業者だけでなく、流通・水産加関係者を含め、誰でも参加可能です。
 - 事前に都道府県や関係団体を通じて検討会の案内を幅広く行うなど、できるだけ多くの関係者に参加いただき、十分に意見交換を行った上で、具体的なTAC管理の内容について検討を行います。
 - また、新たなTAC資源については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入することとしています。

2. 意見や論点に関する対応の方向

(3) 資源管理について

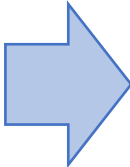
③ TACの配分数量は、過去の漁獲実績をもとに決めるのではなく、各海域の資源量や自主的な資源管理の取組を考慮すべき。

- 
- TACの各管理区分への配分については、資源管理基本方針において、「漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して定めることとする。」とされており、従来のTAC魚種では、直近3か年の漁獲実績に基づいて配分することが基本となっています。
 - ただし、関係者間での別途の取決めに基づいて配分している事例もあり、自主的な資源管理等を考慮した配分方法についても、ステップアップ管理の期間を通じて、関係者の皆様と議論をしていきます。

2. 意見や論点に関する対応の方向

(3) 資源管理について

- ④ 日韓暫定水域における外国漁船(特に韓国)の本資源の利用状況について説明してほしい。

- 
- 韓国漁船によるベニズワイガニの漁獲データについては、全体の漁獲量については韓国の統計情報として公表されていますが、日韓暫定水域に限った漁獲量については公表されていません。
 - 今後、より精度の高い資源評価を行うために、韓国との科学的な連携・協力の推進に努めてまいります。

2. 意見や論点に関する対応の方向

(4) SH会合で特に説明すべき重要事項について

③ 日韓暫定水域における操業秩序の構築に向けた対応について説明すべき。

- 
- 日韓暫定水域における操業秩序や資源管理の問題については、長年にわたり、日本側から韓国政府に対応を求めてきているところです。
 - 上記に加え、ベニズワイガニ漁業においては、両国の民間団体間において操業ルールの構築や協議が実施されており、政府としても支援・助言を行っております。
 - 引き続き、両国の民間協議等を通じて操業秩序の構築を図っていただくとともに、政府としても、引き続き支援・助言を行ってまいります。